高齢者肺炎球菌感染症、帯状疱疹の予防接種を県外等で受けられる方へ

１．接種費用の払い戻し制度による接種手続きについて

（1）接種前

岐阜市ホームページ（右記ＱＲコード）にある**「予防接種実施依頼書交付申請フォーム」**から申請をしてください。

オンライン申請が難しい場合は、**「岐阜市予防接種実施依頼書交付申請書（様式第１号）」**を岐阜市ホームページからダウンロードし、岐阜市保健所感染症・医務薬務課に提出してください。

岐阜市 HP「市外で予防接種を希望される方へ」

②岐阜市に住民登録されていることが証明できる身分証明書の写しを添付してください。

ただし、**生活保護世帯の方は、保護受給証明書**を添付してください。

ご注意

・申請者の氏名は、**被接種者の氏名で申請してください。**

（接種費用は、被接種者名義の口座に振込みます。

申請者、被接種者、口座名義人を一致させていただくようお願い致します。）

・申請後、保健所感染症・医務薬務課から、予診票などの書類を郵送します。

書類が届くまで接種はお待ちください。（書類の発行に２週間程度かかります。）

（2）接種時

① 保健所感染症・医務薬務課から送付された**「岐阜市予防接種実施依頼書」**と**「岐阜市予防接種予診票」**を接種医療機関に提出し、接種を受けてください。

②医療機関に接種費用全額をお支払ください。

③医療機関から**「岐阜市予防接種予診票（原本）」**と、**領収書（※）**をもらってください。

※領収書は、被接種者の氏名、接種日、接種した医療機関名、予防接種名とその費用が記載してあるものに限ります（予防接種がいくらだったかわかるもの）。領収書に上記について記載がなければ、記載がある**明細書等**を添付してください。

→裏面に続く

(3)接種後

保健所感染症・医務薬務課へ、下記①～④の書類を提出してください。

もしくは、岐阜市ホームページ「市外で予防接種を希望される方へ」にある「予防接種費用助成金交付申請フォーム」にてオンライン申請後、保健所感染症・医務薬務課へ、下記②・③の書類を**速やか**に郵送してください。振込は払い戻しの申請から２か月程度です。

いずれの方法においても **令和8年3月31日までに申請してください。**

①岐阜市予防接種費用助成金交付申請書(様式第3号)

様式第３号は、岐阜市ホームページからダウンロードできます。

＜注意点＞

・申請者の項目は、接種前に提出した「岐阜市予防接種実施依頼書交付申請書（様式第１号）」の、申請者の氏名で申請してください。

・金額を書き間違えた場合は、新しい申請書に書き直してください。

・「予防接種の種類」欄には、接種した予防接種名を省略せず、記入してください。

・振込先には、**申請者名義の口座**を記入してください。

② **領収書(原本)** ※必要時は明細書も添付してください。

③ **岐阜市予防接種予診票(原本)**

④ **助成金の振込先金融機関の口座が確認できる書類(写し)**

2. 払い戻し費用について

払い戻しの金額は下記のとおりです。

	一般の方	生活保護世帯の方
高齢者肺炎球菌感染症予防接種	接種費用から4,070円を差し引いた額 ただし、上限：4,190円まで	接種費用 ただし、上限：8,260円まで
帯状疱疹予防接種	(生ワクチン) 接種費用から2,900円を差し引いた額 ただし、上限：5,690円まで	接種費用 ただし、上限：8,590円まで
	(組換えワクチン) 接種費用から7,200円を差し引いた額 ただし、上限：14,400円まで	接種費用 ただし、上限：21,600円まで

【問い合わせ先】　岐阜市保健所　感染症・医務薬務課
〒500-8309 岐阜市都通２丁目１９番地
電話：０５８－２５２－７１８７